

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A市所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、成形作業員として就業していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、本社工場内で成形作業中、左目を負傷し（以下「本件事故」という。）、治療を継続する傍ら、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「心因反応、神経症性うつ病」と診断された。請求人は、同精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。請求人は、同処分につき審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求を棄却している（平成28年労第47号事件。以下「前裁決」という。）。
- 3 本件は、請求人が、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで〇日の期間について休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服とし同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件は、前裁決において判断したものと同一の精神障害についての後続請求に係る再審査請求であり、当審査会は、前裁決において、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められないと判断しているところである。

(2) 請求人は、平成〇年〇月にはPTSDを発症していた旨主張するが、前裁決を左右するような新たな証拠はなく、当審査会としては、前裁決における判断を変更すべき理由は認められず、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。